

平成 31 年度第 4 回立川市第 2 次発達支援計画策定検討委員会 会議録

開催日時 令和元年 12 月 18 日（水曜日）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

開催場所 立川市子ども未来センター 102 会議室

出席者 [委員] 田中哲、藤原里美、乙幡京子、宮田章子、長岡恵理、高橋久雄、照内潤子
[関係課長] 伊藤京子（子育て推進課長）、竹内佳浩（子ども育成課長）、三輪秀子（保育課長）、江頭由美子（保育振興担当主幹）、鈴木真理（健康推進課）
[事務局] 横塚友子（子ども家庭部長）、初鹿俊彦（子ども家庭支援センター長）

配布資料

資料 1 立川市第 2 次発達支援計画（案）

資料 2 第 2 次発達支援計画の取組項目

資料 3 現発達支援計画と第 2 次発達支援計画の相違点について

資料 4 平成 31 年度第 3 回立川市第 2 次発達支援計画策定検討委員会 会議録

【当日配布資料】

資料 5 資料 2 の一部修正資料

会議録

1. 開会
2. 第 2 次発達支援計画について

【事務局】 最初に計画の全体構成について、資料 1 を。未定稿の部分が多く申し訳ないが、目次はこの通りで、資料の全体的な体裁は現計画とあまり差はない。計画策定にあたり、5 ページが他の計画との関係図、7 ページが人口の推移、9 ページからが立川市の子育て施策の状況をデータで示している。14 ページは今回初めて示すもので、現在の発達支援計画の取組成果とその課題。各機能ごとに 17 ページまで。18 ページのところでは立川市の発達支援の流れということで、どんなものか説明している。19、20 ページは今までも議論いただいているもの。21、22 ページは今回からそれぞれの機能の説明を書いている。最後のページだが、資料 2 へと書いてあるのは、実際に計画にする時は今の計画と同じような体裁を取る。資料 2 はすべての項目を網羅している。これが資料全体の構成。

次に 19、20 ページの本市の発達支援における理念と機能については今回レジメの中でご議論いただく。次に 21、22 ページのところではそれぞれの機能について、前回ご意見いただいたことを含めて相談機能とか成長療育機能、情報共有機能、家庭支援機能、現場職員支援機能、健診・診察機能、コーディネート機能、理解啓発機能それぞれについて説明を前のものと少し違った形で加えている。こちらについてもあとでご議論頂ければ。

次に資料 3 は差し替えているが、資料 2 と資料 5 について今までも何回か新規追加、統合といろいろ説明しているが、事務局のほうで 76 項目あるものを少し整理した。同じような形で書いてあるところがいくつかあったり、2 年半の間で事業が変わったりしているところもあったので、一定の整理をした。それが資料 3 である。第 2 次発達支援計画の中で新規に取組する項目について、新計画番号 10 番子育て世代包括支援センターのことについて、11 番の児童発達支援センターの設置について、15 番ドリム学園の専門職体制の整備というところも新規である。

次に、統合したもの、事前に送ったものと変わっているところ、番号を修正・追加したものを二重線で引いている。現在の計画と新しく計画をどのように整理したか、そこには書いてあるが、現計画での市内医療機関へのつなぎ、専門医療機関へのつなぎ、市内小児科への支援を合わせ、医療機関へのつなぎというふうに書いた。その内容が資料2の1ページの7番「医療機関へのつなぎ」となっている。現計画から新しい計画にどのように統合したかということを示しているのが資料3である。次に、現計画で「心理相談及び個別療育枠の確保、発達検査枠の確保」、これを新たに、資料5の一番上のところ「心理相談と発達検査枠及び個別療育枠の確保」で示している。次に、同じように、今の計画にある「発達支援親子グループ事業の確保」を、資料5の2つめのところ「発達支援親子グループ事業」で整理をしている。次の(4)からは郵送で送っている資料と同じ。ドリーム学園のことについて2つの事業のことを書いたが、ドリーム学園全体でこういう事業を検討したほうがよいということで2つを1つにしている。次に、現計画22番「子どもと保護者の愛着形成のための支援、乳幼児期から子どもとの適切な関わり方を理解する資料の作成」というのは、資料2の23番「子どもと保護者の愛着形成のための支援」。事務局で項目名を修正しているが、内容に近いものは合わせた方がわかりやすいだろうと、今後私たちの方で進捗管理をしていくが、別々よりも同じような形で進捗も出てくると踏まえて、統合したりしている。次に(6)子育てひろば嘱託職員のコーディネート力の向上、子育てひろばへの支援。内容を分かりやすく言うと子育てひろばへの巡回支援ということで資料2の42。内容はどれも削除しているのではなくて2つを合わせたかたちでやっているのだから、削っていることはない。内容は両方とも加味したものにしている。次に(7)は発達に課題のある子どもへの対応力の向上、障害児保育研究会これは障害児保育研究会という名称が保育園発達支援研修会に変わったのでそこに発達に課題のある子どもへの対応力の向上が研修の中に入るのでこちらのほうで整理した。(8)幼稚園教諭研修、保育士研修も同じような研修ということなので別々にしないで一緒にした。次は、現計画番号46番「発達に課題のある子どもへの理解を深める機会の確保」、47番「児童館及び学童保育所職員の研修」こちらも両方とも学童保育所のことを言っているので1つに。(10)将来の見通しが持てるコーディネートも、つながりやすいコーディネートも合わせた形で「つながりやすいコーディネート」に。文章は別々に書いてあるが、両方のポイントをきちんと落とさないようにいれているつもりである。なお、資料5の「つながりやすいコーディネート」のところ、新計画番号のところ番号が抜けているが65である。将来の見通しとつながりやすいコーディネートを合わせた形で入れている。次に、現計画の中で第2次発達支援計画において名称変更するもの。これは、「地域による支援につなげる教育相談」。これは分かりづらい表現があったので、すっきりと教育相談として整理した。次にサポートファイルの導入に向けた検討だが、31年度からサポートファイルを運用するので、周知と利用促進とした。(3)「子どもに関わる機関の間、お互いの役割や違いの理解」については、ここも分かりづらいので「子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解」ということにした。次の「乳幼児健康診断後の心理相談のあり方」については、内容が、子ども未来センターでやっている発達相談のことと、乳幼児健診後の心理相談のことを書いてある。これだと分かりづらいので「子ども未来センターの発達相談と乳幼児健診後の心理相談の連携」とした。次は現計画では「小学生から高校生まで対応可能な外来枠の確保」というものだが、ここの取組項目の意図が未就学から就学後につながる発達支援をやっというということだったので、外来枠のこともあるが、しっかり関係機関が取り組

んでいこうということで、ここは「就学後にもつながる発達支援」に変えている。内容は、本日配った資料5の一番後ろのところに「就学後にもつながる発達支援」ということで示した。次に、第2次発達支援計画の中で変更する文言として、現計画の「発達に課題がある」がいろいろと出てくるのだが、今回の計画では「発達に支援や配慮が必要な」という表現に統一した。全体はこういう構成でいく考えている。レジメにある、現在の発達支援計画の取組と成果・課題のところは、初めてご提示するもので、計画を作っていく中で、どんな成果があって、どんなことが課題としてあるか、ということをしきりと整理をして次の計画につなげると。そういう意味合いから、主な取組と成果について、すべての取組項目が書けるわけではないが、一番最初に資料で提供した発達支援計画の進捗管理を踏まえて、今回初めてお示ししている。いろいろとご意見が出るのかなと、課題が山積していると言われればそうだが、いろんな課題があれば追加していこうと考えている。

【委員長】 ありがとうございます。多くなったが、また細かく分けて検討するが、全体通して何かあれば。構成とか、こういう項目はないのかとか、順番はこのほうがいいのではとか。大丈夫か。全体としては、本一冊このようなイメージとなるということをご提案されたかと思う。前半の前書きは、数字の前まではこれから書くという形…。

【事務局】 はい。

【委員長】 最後のところは、今日初めて出てきたものがあるということか。じゃ、少し中身に。では、これの4章、19ページ？

【事務局】 第4章では、本市が目指す発達支援システムを「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関との連携とコーディネート力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指します」とし、基本理念のところも、「すべての子ども」とした。次の(2)のところを、発達に支援や配慮が必要な子どもだけなのかどうなのかということで前回ご意見を頂き、私たちのほうで「すべての子ども」と整理をした。発達支援8つの機能の順番は、相談機能が一番で、成長療育、情報共有と続いて、家庭支援、現場職員支援、健診・診察、コーディネート、理解啓発と。前回ご議論の中で、コーディネートのところで、ご議論いただいて、私たちもどこに置くべきか考えて、すべての機能を全部上げて、それを全部集約する形でコーディネートをここに位置づけ、理解啓発は少し違うのでここに位置付けた。

【委員長】 ちょっと議論を。19ページの順番が4、5が逆、6、7逆ということか。6、7逆は、コーディネートをちょっと違うということを見せようとしたと思うが、4、5逆にした理由は。

【事務局】 4、5逆にしたのは、現場職員もあるが、家庭支援のほうが順番としては先と判断した。

【委員長】 優先度が高いということ。

【事務局】 はい、家庭支援のほうが先であろうと。

【委員長】 ここまでよろしいか。

【A 委員】 前回は機能の話の中で8つの機能でコーディネートは別格ではないか、という話がでていて、それを順番に並べるのはどうかという意見があったような気がするのですが、それは第5章に番号振りをしなければならぬからということだったかと思うが、それとも第4章の2のところは番号も全然振らなくて、こっちにすぐいくとどうか。

【委員長】 番号振らなくてもいいのではないかと。

【A 委員】 そうすると、番号があんまり意味をなさなくなるので、あんまり順番とか、重要度とかを考えなくてもよくなるのではと思う。それから、コーディネート機能というの

を別格に考えるのであれば、第1回のことを崩して、7つの機能とコーディネート機能というふうに別格にするやり方もある。それは、皆さんの議論の中で…。

【委員長】 この計画の骨組みの部分、骨格になると思うが、じっくりくるか、どっちがいいとか、客観的に難しいかもしれないが、何がじっくりくるかなっていう。

【A 委員】 これを作ったほうは、割とわかっている、なんとなくずっと並んでいるイメージがあるが、今年委員になられた方にみてもらおうとフレッシュでいいかなと。

【委員長】 いかがか。

【B 委員】 コーディネート機能が中心に来ているが、今のA委員が話していたことで、標記も合わせるといいかなと思う。ただ、コーディネート機能のところは、説明がコーディネートになっているのか、いわゆる調整機能というのが入っていないというのが。前のほうの、15ページの1つ目のところの主語があいまいだが。なんだか職員に全部責任を負わしているようで。機関としてのコーディネート機能を持っているということが、もうちょっと明確に書いたほうが。臨床発達心理士や保育士等がっていう…。まさにスタッフが力を持っているということは機関の機能につながると思うが、ちょっとこれは違うんじゃないかと思うのと、ここの図のコーディネートというのは、8つの機能をコーディネートするということだと思うが、ここの文章だと、それぞれの機関のコーディネート力をもうちょっとつけていくというと、機関の中もそうですけれども、コーディネートするのがちゃんとできていないとうまく組織としての力は発揮していかないと思う。その辺をもうちょっと整理して表現できるといいと思う。

【委員長】 コーディネート力といったときに、1つの組織体としてそれ自体をコーディネートする力ともいうし、周りとのつながりをコーディネートするということもいうから…。

【B 委員】 これまでの議論にあったように、こういう機能を市の仕組みとしてコーディネートする機関はどこなのかというのがなかなか見えない、というところを、見える形にしていくと。ネットワークで、各機関が受信したものを発信していくということも大事だが、それが集まってきたときに調整する役割を担うのはどこかなという。

【F 委員】 最初のころの質問でいただいたとき、ワンストップ機能という話題が出たときに、それぞれの機関が、というお答えだったかと思うので、それで上位にあるわけではなく、それぞれの機関が、ということになるので、並列して番号の中に入れていくのかなという…。

【A 委員】 今後の計画をするのであれば、今までの各機関の中でのコーディネートではなく、今後は、縦割りを超えた中で市民と一緒に横のネットワークをコーディネートする力というような…。

【F 委員】 横断的な…。

【A 委員】 そう。それが今回の計画の1つに入れないと、次はないような気がしていて、そこが肝になるのかなという。

【委員長】 だと思えますね。

【F 委員】 だとすると、並べないほうがいい？

【A 委員】 私は並べないほうがいいとっていて、従来のことをそのままやるけれども、次にすごく大事なことはスキルを上げるだけではなくて、このネットワークをどうコーディネートするかっていうのが、おそらく一人の子どもに関わる時にばらばらにならないでいられるということだろうと私は思っていて…そこがあるといいかなと。

【委員長】 そう、この項目を整理したときも、普通だとコーディネート機能って入ってこないが、あえて入れてこの計画の中では大事だねっていうふうにやったと思う。今のご意見、そこそこのものはあるけど、連携がうまくいけばもっとうまく回るのに、とい

うのがよく見えている、この地域というかコミュニティでは、ここをちゃんとすればいくじゃない、というのをもうちょっとはつきりだしたほうがいいんじゃないかというご意見。

【F 委員】 縦と横をつなげる機能だとすると、並べないほうがいいのか？

【委員長】 そこは A 委員が別と考えたほうが、わかりやすいというか、主張していくという…。

【A 委員】 もう、予算はかけないで、人力はかけないで、じゃコーディネートどうするかという、次の段階になってくる、言うのとやわないのとではぜんぜん違うので。計画といえば計画なので。

【委員長】 特別なコーディネート機関というのは作るわけじゃなく。

【A 委員】 おそらく、児童発達支援センターができますから、そこと関連付ければいいのかないと私は思う。

【B 委員】 機関の役割を明確に書けば、行政が主体になるとすれば、児童発達支援センターか、子育て世代包括支援センターか、子ども家庭支援センターか…。

【F 委員】 そこがつながるための機能として、1 本別建てで置いといてもいいと。

【B 委員】 現実には、民間の団体も含めていろんな機関や団体が役割を果たしている。だが、さっきの機関のコーディネートというのは、機関の権限からいうと、その中にしかない。あとは、そこがいかにかネットワークを持っていて、連携する力を持っているかというのは大事だと思うが、ただ、行政の責任で、というのもなんだが、児童の権利条約の中にもそういうものをうたっているということは、公的な責任としてそういう地域にある民間の団体も含めて機能をうまく支援が必要な人にうまくマッチするようというのできるようにしていく仕組みが大事かと思う。

【A 委員】 今回、直していただいた 19 ページの上に、「すべての子どもたちが地域で安心してすごしていけるように、あらゆる機関の連携とコーディネートの力を強化し」と書いてあるので、これが一番大きな肝だと思う。これを中心に置いたほうがいいと思う。

【委員長】 もう少し意見を頂ければ。D 委員、なにか、コーディネートをめぐって。

【D 委員】 はい。この 8 つの機能のこの図を、一般的に見てしまうと、コーディネート機能に窓口のようなところで、そこに自分の周りのところに「では、こちらへ」と紹介してくれるような…。

【委員長】 そういう機関みたいな感じ。

【D 委員】 ちょっと勘違いしてしまう。

【委員長】 窓口、案内機関のような…。それがあればいいな、という気持ちもありますしね。

【D 委員】 はい。

【E 委員】 一人の母親としてみたときに、コーディネート機能ってそれぞれの機関が持っているのよって思わない、思えない。保育園の先生にコーディネート機能を持っているんですよね、っていう風にはたぶん、ここからはイメージができないということ。それは本当にそう思う。

【D 委員】 次はこの窓口に行ってください、みたいな、導いてくれるようなイメージ。

【C 委員】 私も何回か話し合いとかをしたときに、結局誰が中心なんだかわからないまま進んでしまう。とって、うまくいかなかったときに、では次はどこに聞いたらいいんだかわかりません、ということが起きて、非常に振り回されることがある。やっぱりコーディネートをしてくれる、または中心になる、または責任をもつ、または次にどういう風にするか道筋をたててくれる、といえいいのか、いろんな言葉があるんだと思うが、そこがどこなのかっていうのがよくわからないというのが、母親としては現実。だから、このコーディネート機能というものが、はっきりとした形で中心的で、

ちゃんと中心的にあってほしいという気持ちはある。

【委員長】 だれかにコーディネーターって名前がついていれば、非常にわかりやすいんだけど、そういう人がいるわけではないから、ということ。

【C 委員】 コーディネーターに話したところで、そこから先になかなかいかない。学校なら学校の中にコーディネーターっていますけれども、そこで終わってしまう。

【委員長】 外部との調整をする機能はあまりないと。

【C 委員】 ない。

【E 委員】 ただ、現実的なところとしては、立川市としてそういう核となる施設は、今は作れない？

【事務局】 どういう表記にするかは別だが、児童発達支援センターというところ。資料2の2ページの11番のところにある。他市ではすでにできているところもあり、説明するとしたら、発達に支援や配慮が必要な子どもとその保護者への支援の、途切れのない支援の拠点として児童発達支援センターを設置していく。5年間の計画の中で、そこにはいろいろな役割が出てくるんだろうと思う。

【E 委員】 それがここに書き込めるかどうか、ということか。

【A 委員】 紐づけはされてるから…。

【事務局】 相談、成長療育のところとか、ほかにも出ているが、そこはコーディネート機能としては大きな役割を果たす拠点となるだろう。

【E 委員】 たぶん母親だったら、ぶわーっと文字が書いてあるところより、これを見ようと思う、最初に。これが一目瞭然、わかりやすい。そこに、コーディネート機能のところに、どこ、と書いてあったほうが、確かにわかりやすいとは思いますが。書けるかどうかは別にして。もしくは、私が親だったら、コーディネート機能ってあるんだ、じゃ、就学前はどこが持っているの、学童の時は、そのセンターができるまで、でもいいが。確かに学校のコーディネーターの先生はそこで止まってしまう、確かにそうだが、でもそれでも、そこに行ったらコーディネートしてくれるかも、という機能が明確にあると、あ、そうか、私のところはまだ就学前だから、保育園の先生に相談したらつなげてくれるのかしら、みたいな。学校は、特別支援コーディネーターかしら、もうちょっと大きくなった時にはここかな、みたいな。そういうことが書いてあると見えてくる。これだけだと、どこにいけばいいの？みたいな、感じになってしまう。

【委員長】 機能として重視していることはわかるが、では、具体的にどこがしているのと。もう一つ、見えやすくなると、使えるものになるんじゃないかと。

【E 委員】 ここの間では、それぞれの機関のコーディネート力を高めよう、とわかっているの、なんとなく図にはみえるが、確かにこれを見た人は、じゃ、今私の子どもをコーディネートしてくれるところはどこかしらっていうイメージがわきにくい。この図だけだと、とは思った。

【B 委員】 洋服のコーディネートって、その人にコーディネートしていくっていうのがあるが、ここでいう機能をコーディネートさせるっていうのはまたちょっと違うと思う。それで、もうすでに制度的には子ども家庭支援センターや子育て世代包括支援センターとか、公的な義務付けをされて、実施主体が市でやっていくという部分でいえば、その3機関がコーディネート機能を自分の組織の中だけではなく、この支援を必要としている人に対するコーディネートができるということをきちっと明確に書いて、その3機関の連携はまた1つの課題かもしれないが、ちゃんと連携してもらおう。それぞれがワンストップ機能を果たしていけるというのが大事だと思う。もう1つは、発想としてはどこへ行けばいいのという言い方だったが、困っている人にたらい回しに、

とよく言われたが、結果的には、行かなければならないところは出てくるから、必要な支援をつなげてあげる。今、いろいろなサービスがあっても、利用しにくい人たちがいる。他の所のことで言えば、三つ子のお母さんが保健師さんが訪問に来てファミサポの制度を説明してそこに行けばいいと。でも、その制度を利用するには、講習を何回か受けなければならない、行くためにはバスに乗っていかなければならない、3人連れてバスで行くにはかなり厳しい、だからあきらめた。あきらめた状態をちゃんと把握できて、もし保健師さんがいれば、もしかしたら、また更に違った支援の仕方と言ったかもしれないが、やっぱり、利用者主体にしてどうしたらいいかなという発想が必要だと思う。それで、それはここにこう書かれている、ドリーム学園だとか、病院だとかいろんな機関だけの責任では負いきれない。だから、コーディネート機能を持った公的な機関が必要なんだと。

【事務局】 資料1の18ページのところでは、立川市の発達支援の流れを示していて、どのステージの時にどういうふうな流れになるか、お子さんがどこにいるかによって流れはどうなっているか示している。現状はこういう流れでいっている。

【B 委員】 この図、とってもいいと思う。ただ、もう1つ、矢印があったほうがいいと思ったところがありますが、全体として見える。

【事務局】 ありがとうございます。本当はカラーのほうが見やすいんですけども。

【B 委員】 妊娠期・幼児期から医療機関からは、発達相談のほうの矢印だけだが、逆の矢印もあれば、なお良いかと。子育てのところも、両方向に。

【事務局】 承知した。

【委員長】 そうすると、今、議論の方向性だが、いろいろな機能の中でコーディネート機能は大事、うちの市にとっては大事。でも、コーディネート機能って何だとみると、例えば、22ページでいうと、7番の囲みにあるのがコーディネート機能をどう考えますか、という説明文になる。今の議論を考えると、これでいいかどうか。これはまだ、「各機関のコーディネート力を高めます」という発想だが、先ほどご意見がいくつか出ていたが、どこいけばいいの、高めた機能を使うにはどこに行けばいいの、というそういう話になっている。どこにアクセスすればいいかという。だから、コーディネートしてもらおう人が、どうアクセスすればコーディネートの恩恵を受けられるのかというところまで書き込めるといいが、一番はコーディネート機関があればいいが、そこにつながってね、という言い方が書けないときに、どう書けばそれをやっているよとわかるか。

【B 委員】 18ページの図を見れば、まさに子ども家庭支援センターがコーディネートしている。子ども家庭支援センターにそういう機能があると明確にすればいい。あと、児童発達支援センターと子育て世代包括支援センターが位置付けられればいい。

【事務局】 今、おっしゃったコーディネート機能には、さきほどの調整機能と、あとは体制みたいなものをこの中に入れていく？

【A 委員】 なんでも相談窓口、みたいな名前のを。

【委員長】 整理をしてくれる人や役割…。

【B 委員】 うまくいくように調整するのがコーディネートなんで。

【A 委員】 それか、成長療育の部分に「新）児童発達支援センター」と書いてあるが、これをコーディネーター機能のところに移すっていう手もある。コーディネート機能のところであれば、わかりやすい。

【事務局】 そうですね。

【A 委員】 どちらかというと、成長・療育に特化していないので。できることは決まっている

か。

【事務局】 はい、もともと国から児童発達支援センターの設置は求められているので。

【A 委員】 じゃ、書けるのでは。

【事務局】 はい。

【委員長】 設置するのは決まっているけど、どういう性格を持たせるかっていうのは、これからなんですよ。

【事務局】 はい。

【委員長】 それぞれの自治体に任されている部分だから。

【A 委員】 設置されれば、コーディネート機能は絶対になければならない機能だから。

【委員長】 うち、コーディネートしないわけではないけど、その機能としては、コーディネートは大事な機能だと思っているよという書き込みをすればいいのでは。では、そこはご検討いただくということで。

【F 委員】 22 ページのコーディネート機能の説明のところだが、わざわざ「保護者にとって」とお書きになった理由はあるか。先ほどから、利用者主体が権利主体かどうかとっているように、子ども本人が自ら求めていく場面があるということは想定できると思う。

【A 委員】 子ども、である。

【F 委員】 子どもである、「子どもにとって必要な…」。

【委員長】 子ども中心に書こうと。

【F 委員】 伝える相手が保護者だとしても、子どもにとって必要な、保護者にとっても必要なことかもしれないが、権利主体、利用主体としては…。

【委員長】 子ども。

【事務局】 そのように訂正する。

【F 委員】 少し戻るが、16 ページのコーディネート機能のところだが、課題のところ「発達障害又は発達に課題を抱える児童への」とあるが…。

【事務局】 訂正する。

【F 委員】 ご本人にしてみても、抱えているわけではない、というところで。あるなら、「課題がある～」ならいいのだが。

【委員長】 でも、言い回しは変える。

【事務局】 変えていきます。

【委員長】 ここは変える。ご指摘ありがとうございます。もうちょっと少し先へ進めながら戻っていきたいと思うが。

【事務局】 この説明文の整理はこのままでよろしいか。

【委員長】 「この機能は子ども家庭支援センターが中心になって進めます」なり、「児童発達支援センターに機能を持たせます」なり、ちょっと具体性のある書き込みがあったほうが…。

【事務局】 はい、それは20 ページのところに置くのと、22 ページの説明書きのところにも話した内容を加味した形で、「共生です」とか、体制も含めたような形での記述にはする。

【委員長】 はい、そこはお任せする。それでは、資料2, 3の項目の新設とか統合とか。

【事務局】 説明書きのところはどうか。21, 22 ページのところは、今のものとはだいぶ、コーディネートの部分はあるが、それぞれの機能の説明書きは全面的にどうか。

【A 委員】 修正が反映されていないところは反映されるということで。

【事務局】 書き直しになるかと思う。

- 【A 委員】 それは、事務方でやっていただける…。
- 【事務局】 次回の時に。
- 【A 委員】 では、細かく見ないでお任せする。
- 【事務局】 ほかの機能のところはどうか。
- 【委員長】 今、見てほしいのは、21、22ページの…。
- 【事務局】 説明書きのところ。
- 【委員長】 機能の説明書き？
- 【事務局】 はい。
- 【A 委員】 右側はいいか。
- 【事務局】 それにぶら下がるところなので、あとで事務局で整理する。
- 【委員長】 機能のところを読んでひっかかってくるところとか、これまでの議論の整合性とかみていただけると。
- 【B 委員】 14ページから取組・成果と課題とあって、ここの、やってるぞ、とか、やったぞ、というのと、ここの機能の整合性はとってあるか。前のほうは読んだが比べていないので、ちゃんと確認していないのでわからないが。
- 【事務局】 14ページからは計画の2年分の進捗とその先の見通しで、21、22ページの機能の説明は、こういうものですということ。
- 【委員長】 理念的なものである。
- 【事務局】 はい、理念的なもの。どちらかというとどんな機能を持っているかということの説明したものを書いたほうがわかりやすい。立川市の計画ってなんだ、といった時に、19、20、21、22ページをコピーしてお渡しすればわかる。その時に、相談機能とはどんなものか、一目でわかりやすくなっていけばいいかなど。そういう使い方ができるような形で。それに対する説明書きをさせていただいている。
- 【B 委員】 それでいいが、14ページのところはすごくいいなと思ったが、次のステップに行くのに。ただ、内容的に評価の具体性がない。やっているぞ、というのはわかるが、その根拠は？というのが。例えば、量的なことをやっているのなら、量的なこれだけできましたというようなものが、直接的でなくてもどこかに見えるようにしたり、質の問題はどうなのかなどか。あとは、内容はどんなものかなどか。ちょっと、何か足されるとよくなるのではないかなど。21、22ページの機能のところと見比べた時に、ああ、こういう機能がある、相談機能にはこういうことを市は目標なり現実の課題をこういう風に行っているんだなというのが、こことリンクしているとすごく説得力があると思う。
- 【事務局】 はい、各々の説明がきちんと果たされているか、ということだと思うので、評価や取り組みの成果と課題を書いていきたいと思う。
- 【委員長】 戻るが、21、22ページの機能のところは、大体、よろしいか？とりあえず、書き方としてはこのような機能があるよと示しているということ。
- 【A 委員】 わかりやすくいいと思う。実際にやっていることと共有する姿勢が書いてあるので。保護者のところを直してもらって。
- 【委員長】 コーディネートのところをもう少しこの議論を反映して書き込んでもらえればこれはOKでいいかな、というところかなど。よければ、先のページを進んでいきたいと思う。第5章。第5章にソートするのが、今日の資料の2と3になる。これも、もう少し説明が必要か、追加の説明はいかがか。
- 【事務局】 はい。変わったところは、先ほどの追加の資料3の差し替えのところの説明し、これがそれぞれどこにぶら下がるかは、先ほどの21、22ページの通りだが、どちら

かというわかりやすさを。それぞれの取組項目の内容を見ると、こうするとわかりやすいかな、というところを事務局のほうで整理させてもらった。全部で76項目くらいあったが、整理し70くらいの項目としている。新規のところもあるので、整理をして70項目くらいにした。

【委員長】 さて、これをどうやって検討するか。1個1個やっていくわけにもいかないし、さーっと読んでくださいというわけにも結構な分量だが・・・。

【F 委員】 気が付いたところを言っていいか。いくつかある。1のところは、「保護者の気持ちに寄り添いながら」が2度も出てくるが。取組項目1番のところ。

【B 委員】 1行目と3行目。

【F 委員】 なんか、くどい気がして。あと2番目も、「習得に努めるとともに、また」と、保護者の気持ちに寄り添うんですけれども、用語の問題が。3も、「相談員がうかがって」はおかしい。

【事務局】 すみません、「出向いて」。

【F 委員】 はい。あと…。

【委員長】 1番目は、後ろのほうの「気持ちに寄り添いながら」はいらないのでは、きっと。

【F 委員】 はい、重ねて言う必要もないというか。

【A 委員】 「孤立した子育てに～」でいいのでは。

【委員長】 取っていいような気がする。

【F 委員】 「努めるとともに、また」

【A 委員】 また、がいらぬ。

【F 委員】 はい「また」がいらぬ。私もそう思った。

【委員長】 ご指摘いただいたのを聞くと、少し文章の中に入れていけるような気がするので、気がついたところをどんどん言ってもらって。

【F 委員】 では、まだいっぱいあるんですけど、いってよろしいか。

【委員長】 どうぞ。

【F 委員】 8番のこの変に空白があるのは、ダミー？修正できるか？

【事務局】 はい。

【F 委員】 「子どもが成長した後の将来のこと」っていう、成長した後の将来って老後か、何か。9番。この中の「子どもの」のところにも空白があつて。右のほうの「子どもが成長した後の将来のこと」も心配している」というのが、成長した後は何でしょうという。このあと、老人になっていくのか。

【B 委員】 「学齢期を過ぎた後」とか、わかりやすく書いたほうがいいだろう。

【F 委員】 「将来にわたって成長する」とか。いろいろ思つて。ま、「将来の」でもいいのではないかと。成長した後、と書く必要はないのでは、とか。気になったことをどんどん言っていいか。

【委員長】 はい。

【事務局】 左側の番号もお願いしたい。

【F 委員】 15番の「ドリーム学園の専門職体制の整備」のところで、作業療法士などとわざわざ挙げている意図があるのかどうか。

【事務局】 ここは、作業療法士がまだ配置されていないので…。

【F 委員】 いろいろな専門職がいて、そのニーズに応じて、ということになれば、この例示を出さなくてもよいのでは

【委員長】 まだ、いないから？

【事務局】 臨床発達心理士と理学療法士はいるが、そこの部分がもう少し体制が整っていない

ので、そこをきちんと…。

【F 委員】 そうは読み取れなくて作業療法士を優先的に…。現在いないから、という意味であるのだが、それが読み取れない。

【委員長】 では、そこを工夫する。

【A 委員】 ここは、なくてもいいのでは？専門職の選択肢が狭まるので。

【事務局】 はい。

【F 委員】 あとは、20 番の障害児の受入れのところだが、3 行目の「保護者の理解を得ながら」というのが、いつも上から目線というか、合意形成が主なのではないか、双方歩み寄るとするか、双方納得がいく合意を得られるかが重要で、誰かの意見を保護者が理解しなければいけないというものではないので、理解を得ながら、というところは、合意を形成するということが重要なのではないかと思うがいかがか。

【委員長】 これは、ほかの人の意見も聞いてみたいと思うが。

【C 委員】 私もいろいろあるが、20 番については当然のようにある。障害の程度、中・軽程度って何か、というところとか、集団保育が可能な乳幼児、どういうことか、とか。ここは非常に問題が多い文章だと思う。これは、以前言ったが、そのまま残っているので、強硬にこうしたいんだな、というふうに判断した、読んだときに。何も変わっていないので。

【F 委員】 社会モデルの話と合わせて出たような気がする。

【A 委員】 ここは、障害をもっているお子さんを継続して保育を行う、新たに入園を希望する、だけでいいのではないか。

【保育課長】 やはり、集団で保育をするということは、現状では、なかなか個別にマンツーマンでみるということはなかなかできにくい、という現場の体制がある。なので、「集団保育が可能な」という言葉はやはり入れざるを得ない状況。実際には可能な限りの努力をしており、状態が重たいお子さんもその都度の判断で保育園での受け入れを行っている。幼稚園は、やはりどうしても、保護者の付き添いのもとに受け入れているという状況があると思うので、「保護者の理解を得ながら」という言葉が入っているというのは、お子さんを完全に預けてお願いするというより、別室で保護者の方が待機するとかそういったような形の受け入れという状況を示している。なかなか、ここを目標というか理想として望ましい形に掲げることにはできるが、ここをそのまますべてやりますという風にいい切れないうらさがあるがために、文章を変えきれない状況である。

【B 委員】 少し視点を変えて、保育園も幼稚園も一律ではない、個々に受入れができるかできないかは園の体制だとか保育の仕方だと思うので、お子さんの障害を基準にするのではなくて、受け入れられる園には受け入れてもらうような。私が保育の養成校の教員のとときに、秋田の保育園にいったのかな、その時に本当に医療的なケアが必要で、自分で首が動かさないお子さんをですね、親御さんがかなり激しい方で、私の働く権利を保障してくれという言い方をされたそうだが、市立の保育園のある園で園長さんが受け入れた。受け入れたらば、ほかの子供たちとのコミュニケーションの中で、そのお子さん自身も発達が進んだし、周りのお子さんたちも随分とお子さんがいることで豊かな、情緒的な発達もあった。結果としてそういうことがあった、という話を聞いたことがあるが、やっぱりなかなか、このやり方になじむのならいいよっていうことでないと、結構難しいかなっていう。

【保育課長】 ぜひ、D 委員からもご意見を。

【D 委員】 入園のしおりにも同じ文言が書かれていて、私も障害の程度が中度、軽度程度って

というのがどのくらいなのかって正直わからないまま、また診断なく、入園してからもしかしたらこの子は支援が必要なのかなっていうお子さんもあったり、うちの園でもやはり入園した当初は、0歳児だったが、発達していくうちに歩行が困難だったり、お食事が自分で摂れなかったりということで、2歳児まではいたが、構造的にエレベーターもなかったり、今後車いすを使用するというので、小さい園で縦割り保育でワンルームのお部屋であったりということで、公立の、お庭があったり、広いホールがあったり、別室があったりと、その本児のことを考えると、やっぱりうちの園よりは、もっと広い環境のところのほうが、発達だとか、そういうところも含めて、ということを保護者の方とお話をした結果、公立の保育園へ転園するっていう事例があった。やっぱり、受け入れて入園してみないとなかなかわからないことが多い中、集団保育が可能な乳幼児についての文言は、いろいろな多様なお子さんはいるが、その成長、その子その子一人一人はやはり、成長していく、ゆっくりでも。なので、「集団生活が可能な乳幼児」とここに書いてあるが、実際はやっぱり、そうですね…。

【A 委員】 うーん、あんまりよくないのでは、自治体として。

【F 委員】 やはり、この集団があくまでも障害がない子どもたちの集団しか前提にしていないということが読み取れば、社会的障壁そのものになってしまう、インクルーシブになっていないということになる。文言を、なにしろ発達保障という観点と、差別解消という観点で文言を考えないと、問題にしようとするばいくらでも問題になると思う。

【A 委員】 もう少し、ふわっと断定できないような書き方のほうが私はいいと思うが。その時に考えるというか、先生がおっしゃる、受け入れ側が難しいっていうのはしょうがないことで。

【保育課長】 保護者が選んだ園が、保育の必要な指数の順位で入園できる申請の順位の1位になってきて、その園に市はお子さんの受け入れを、入園をお願いしていくという立ち位置にあるので、そのところが、すべての認可されている園が同じレベルで受け入れをやっていけるかというところも一方ではある。

【保育振興担当主幹】 この文章は、私も実際に保護者の方から中・軽程度とはどのような状態のことを言うのかというお問い合わせをいただいたときに、明確に説明する難しさを感じていた。お子さん一人ひとりの状況が違うので、何をもってそこを判断するのかはとても難しい。また、集団生活が可能という部分については、集団保育の中では乳児でも、家庭とは違って、1クラスに10人20人というお子さんを受け入れて保育をしているという現状が実際にある。園のレベル感、先ほどB委員も話していたが、幼稚園と保育園でも違うし、同じ認可の保育園でもそれぞれ園の状況が違う。施設の面的な配置の状況、あとはこういったお子様を受け入れて、しっかりとみていく園の体制というか、研修も含めてだが人材育成の体制が園として、あるいは法人としてできている、公立としてできているというレベル感の差もある。あとは1対1でみるということが可能だったとしても、実際に保育士を手配しようとなった時に、ただ人がつけばOKということではない。人さえつけば、その子が本当に心地よく安心してそこにいられるのか、必要な支援ができるのか。質を考えた時に難しい場合もある。以上のようなことを一つ一つクリアしながらどれだけいい状況の中で保育できるかということを見ると、今この計画の中で、中・軽度も取り払い、集団生活も取り払って表現をしてしまうと、受け入れなければならない立場の保育園としては厳しい状況にある。実際入ったお子さんもただそこにいるというような状況になりかねないのではないかという心配がある。

【委員長】 わかった。ただこれは入園募集文章ではないので、市がどう考えるかということだ

と思う。ハンディを持った人たちを。そこのところを…

【F 委員】 それは学校でも同じことを言われてしまう。個に応じた発達保障と、個別的な、合理的配慮の実現可能性というところで合意形成をしていくという姿勢があるのか、ないのか、という問題ではないかと感じた。

【A 委員】 今、言っていることは合意形成そのものと取れる、だから文言をちょっと変えたほうが良いと思うが。

【保育課長】 他の自治体に比べて、可能な限り受け入れているレベル感というのは決して低いほうではないと思っており、受け入れの実績もあるが、その文言をきっちり変えてしまうことに対する危惧はいつもある。

【F 委員】 合理的配慮だから、合理的でない配慮はする必要がないので。

【A 委員】 合理的配慮、という言葉は、全然おかしくはない。だから、合理的配慮を使えば、うまく表記できるのでは。

【F 委員】 本質も変えず、無理をすることはない、というのが大前提なので。そこを基準にしないと、結局、インクルーシブなものはない。

【A 委員】 実際はこういう風になってないんだけど、合理的配慮の上だということ。

【B 委員】 幼稚園は、なかなかご本人が個別に選んでいるのがあるが、むしろ園側が謳い文句で積極的に受け入れてくれる園ができればありがたい。保育の場合には、まだ利用といっても措置に近い状態なので、さっきの課長さんのお話のように状況、この保育園ならこの子は大丈夫かなっていうのはある。必ずしも、園の、恒久的ではなく、その時大丈夫だけど次はだめになる場合があるかもしれないし、そういうところで、かなり受け入れを頑張っておられている今のお話を、そのままここに表現すれば、制限することを先に書きちゃうと、やっぱりいろいろと難しい。本当は相談したかった人があきらめてしまうかもしれない。やっぱり相談してみようという気になれるような文言にしておいて。現実にはなかなか難しいところとはあるかもしれないが、拒否をしない、受け入れるっていう…。

【委員長】 姿勢がだせば。F 委員、先どうぞ。

【F 委員】 まだあるんですがすみません。30 番の「子どもの保育園・幼稚園の様子を丁寧に」というフレーズ、「丁寧に」とよく使われるが、これは「わかりやすく」という意味であるのでは。というか、わかりやすく言うのではと。

【委員長】 何を意味しているんだか分かりにくいという。

【B 委員】 具体的に、とか。

【F 委員】 はい。5 ページの 41 番もまた、「保護者に寄り添ったきめ細かな」というフレーズがあるが、これも言葉と言葉をくっつけただけ、というか、「きめ細かな」というのは何か。というのが、わかったんだか、わからないんだかようになってしまって、研修する目的というか、やはり、子どもにとって、という視点の持ち方だと思うのだが、ここがちょっと気になったところ。あと、7 ページの 56 番のところに「子どもの発達に関する情報を広く周知するためには保護者が」というのが、何か抜けているのかと思います。

【事務局】 するためには、インターネットを活用することが重要である、ということです。

【F 委員】 あ、ここは重複している、わかった。目にふれるっていうのも気になるので。

【事務局】 こども取る。申し訳ない。

【F 委員】 60 番のところも、「保護者の話の場」というのも、発達に配慮や支援が必要な保護者の話の場、おしゃべりの場の意味。

【委員長】 話の場、っていうのが…。

- 【F 委員】 話として分からない。保護者同士がお話を、ピアサポートのようなもの？
- 【事務局】 はい、同じようなものである。
- 【F 委員】 保護者同士が交流できるとか、市がお話をする場を作る、という意味か。
- 【委員長】 ちょっと受け取りにくいかもしれない。
- 【事務局】 はい。
- 【F 委員】 そこに、おしゃべりの場などの共感の場となっているのは、共感とはどういう意味か？そこに同じような事情のある方が…。
- 【保育課長】 実際に、おしゃべり会を月 1 回、完全にピアサポートに近い形で当事者同士が話し合っているという場面があるからこそ、共感という言葉を使っている。
- 【F 委員】 共感とは、結果として生まれるが、機能としては交流する、という、そういう場を提供している、ということか。
- 【事務局】 はい。
- 【A 委員】 交流、でいいのではないか。
- 【F 委員】 共感では…。
- 【事務局】 はい、交流とか情報共有する場。
- 【委員長】 結果的に共感が生まれる。そんなところか。
- 【F 委員】 交流できる場が保証されている、ということ。
- 【事務局】 はい。
- 【F 委員】 わかった。ありがとうございます。
- 【委員長】 さっきの職員研修のところって、子育てひろば職員研修、41 番の。E 委員、どうか。
- 【E 委員】 その保護者の気持ちに、っていうところ、きめ細かな。一人ひとりの子どもの発達をどうとらえて、それに対してどう対応するかっていう具体的な育児のコツみたいなものを、きめ細やかな、という意味では。
- 【子育て推進課長】 同じ離乳食のことだったり、心配事でも、保護者の方の受け入れるスタンスが違う場合などもあるので、このお母さんにはこういう言い方だったり、このお母さんには負担にならないような中でのアドバイスだったり、みたいなそういうところを、子どもさんの状況や相談事を一辺倒ではなく、そのご家庭の状況に合わせたり、お母様の性格などそういうところに、きめ細かく配慮した、という形で入れさせてもらっているが、それがかえって疑問に思われるのだとしたら、書き方を考えないといけないかと。
- 【委員長】 そういう気持ちだと、もう少しそこがわかるような書き方ができるかと。
- 【F 委員】 きめ細かな、とか、手厚く、って本当によく使われる。でも、中身が本当に内容が見えてこない。今のお話だと、一人ひとりに応じた、という、こうですよこうですよ、っていうのでなく、伝え方にしても伝える情報にしても調整されているということだと思わないので、そういう風にかかれたほうがずっとわかりやすいかと思う。
- 【委員長】 C 委員、何かあるか、いっぱいあるとのことだったが。
- 【C 委員】 10 番、11 番の包括支援センターとか発達支援センターとか、ここに入っているが、他に入っていない。どこかで説明はでているのか。
- 【事務局】 包括支援センターと児童発達支援センターでしょうか。
- 【C 委員】 はい。
- 【事務局】 児童発達支援センターについては、最初のところで、国からの方針で、児童発達支援センターの設置が求められていることを示す。
- 【C 委員】 その内容を読めばわかる感じですか。
- 【事務局】 はい。

- 【C 委員】 いきなりここに出てくるから説明がわからなかった。わかった。それから、発達検査枠の確保、18 番だが、ものすごく力を入れているように受け取れるが、発達検査を行うことで大きな役割を果たすことになる、となっているが、大きな役割ってというのが、ちょっと納得いかないというか。
- 【事務局】 今日お渡しした、資料 5 に、少し内容を整理している。資料 5 の一番上のところで、発達検査だとか心理相談、個別療育というのは上のほうで集約した。18 はなくなる。
- 【C 委員】 8 番に入るとのこと。発達検査がなくなるということでもいいか。
- 【事務局】 はい。その中に入れて。
- 【C 委員】 33 番の民間療育機関との連携のところだが、相談支援はいらないか。
- 【事務局】 保育所等訪問？
- 【C 委員】 デイサービスとか…。
- 【事務局】 相談支援事業所か。
- 【C 委員】 相談支援が中心になっている…。
- 【A 委員】 絶対に必要である。
- 【事務局】 相談支援事業所は入れます。
- 【A 委員】 「相談支援計画の元」と書かないとだめですよ。
- 【事務局】 児童発達支援事業所の交流会において参加してもらっているのです、入れていく。
- 【A 委員】 文言に何か書いたほうがいいのか。サービスを行う前に相談支援計画が必要なもので。
- 【C 委員】 はい。
- 【事務局】 説明文のところに説明書きを入れる。
- 【C 委員】 はい。37 番に行く。同行受診、誰が行くのか。すごく大きい、親にとっては。大変、子どもを連れて病院に行くの。誰が行ってくれるのか。特に多動の子を連れて行くのは本当に大変である。
- 【事務局】 下に書いてある関係のところかなと思うが、「困難な場合に」となっているのが前提なので、その同行が必要であれば連れて行くという。
- 【C 委員】 誰かが。
- 【事務局】 子ども家庭支援センターなどの職員。
- 【B 委員】 子ども家庭支援センター以外の課で連れていくところはある？
- 【C 委員】 外出するときに、そういういろんな支援が欲しいが、移動支援は未就学児はだめなので、とっても大変。だから、これ、すごく助かるって思ったが。
- 【事務局】 ただ、困難な、という場合に…。
- 【B 委員】 わかりやすく。
- 【事務局】 はい。
- 【C 委員】 40 番の…。
- 【事務局】 要保護児童対策地域協議会ですか。
- 【C 委員】 実際、動く人は誰か。
- 【事務局】 動くのは、子ども家庭支援センターの相談員。
- 【C 委員】 じゃ、中心は、子ども家庭支援センターか。
- 【事務局】 はい、要対協の調整機関が子ども家庭支援センターになっているから、子ども家庭支援センターの相談係。
- 【F 委員】 家庭訪問を行うのは誰か、この文章のつながりだと、関係機関が情報提供を行い、そのあとに家庭訪問が…となっているが、主語が誰がやるのか、と。
- 【事務局】 子ども家庭支援センターの相談係です。

- 【B 委員】 児童相談所とか民生・児童委員とか…。
- 【事務局】 はい。
- 【A 委員】 そこはそのままがいいと思う。
- 【F 委員】 はい。
- 【委員長】 支援まで、というところが、誤解を招かないようにしてほしいということか。
- 【C 委員】 はい。
- 【事務局】 関係機関のところは、見守り等である。
- 【C 委員】 47 番、これは継続になっているが、充実のほうがいいのではないか。できれば。今までの話の中で気になったので聞いてみた。
- 【委員長】 そこは検討いただくというところで。
- 【事務局】 なかなか体制的なところで、充実とは…。
- 【C 委員】 今のまま？
- 【事務局】 定例で行っているものがあって、それに加えて個別でご要望があれば園に行っている。それ自体は通常やっていることなので、ご要望があれば行くが、充実とまでは、枠が増えるとか、回数が増えるとかまでは…。
- 【C 委員】 ちょっと無理なのか。
- 【事務局】 はい。
- 【C 委員】 では、50 番へ。医療機関としての見地から技術的な支援を行う、とあるが、市はどのように行うのか。その辺の意味が分からないのだが。
- 【事務局】 50 番、医療機関にお願いするような内容。
- 【C 委員】 医療機関…。市が何かをするのではなくて、市が医療機関にお願いするという意味か。
- 【事務局】 他のところも、医療機関だけのところがあったりするが、もちろん市が主体でやるところもあるが、ここは医療機関が行うことになる。
- 【C 委員】 じゃ、それは医療機関にお任せするという意味か。
- 【A 委員】 それはどういう意味か。技術的な支援？意見書っていうこと？
- 【保育課長】 実際には、保育園で必要なケアの実技や配慮事項を教わったりだとか、あらゆる医療に関する技術的な支援を…。
- 【A 委員】 ああ、そういうイメージ。技術的とはそういう意味。
- 【保育課長】 保育中に必要なことで医師の立場からの技術的な支援ととらえている。
- 【A 委員】 C 委員、よろしいか？
- 【C 委員】 はい。
- 【A 委員】 52 番は、児童発達支援や放課後等デイサービスだけでなく、障害者の相談支援事業所はヘルパー事業もあったり、ショートステイもあるのでここに限定しないでほしい。いわゆる福祉サービスがいろいろあるので、児童福祉法上の福祉サービス、などの、って書いてあるが、実は、立川はまだいいが、そこに何かヘルパーやショートステイをどこかに入れておかないと、未就学だめよ、みたいなオーラがすごい流れているので。
- 【事務局】 A 委員が言ったのは、障害児相談支援事業所だけではなくて。
- 【A 委員】 だから、サービスなどというのが、この 2 つに限定しないで、もしやるのであれば、ヘルパーサービス、ショートステイサービスと羅列してもらったほうがいいか。完全に、「福祉サービスを利用する際は」にしてももらったほうがいいと。それは障害福祉課と相談していただいて。
- 【事務局】 はい

- 【A 委員】 では、戻って、10, 11 番。
- 【事務局】 52 番のところは、大きくは居宅のヘルパーと…。
- 【A 委員】 居宅ヘルパーとショートステイ。発達障害は、自閉症も、ショートステイだめなので、未就学で。10 と 11 の関係がすごくわかりにくい、10 のところに子ども未来センターの発達相談と連携して取り組むと書いてあるが、いずれ、これは児童発達支援センターと連携して取り組むことと解釈していいのか。これとの関係が微妙である。
- 【健康推進課長】 私共、健康推進のほうでは乳幼児の関係だが、子育て世代包援支援センター自体は、乳幼児だけではなくて、保育関係やそのほかのことを含めて子育て世代包括支援センターという。その機能をどういうふうにするかは、健康推進のほうでは乳幼児の関係ということになるが、そのほかをどう扱うかというのはちょっと今検討しているところ。
- 【A 委員】 なので、文章が発達支援に関わることについては、子ども未来センターの発達相談と連携して取り組むって書いてあるが、今、現在はそうだけれども、児童発達支援センターができるから、それは児童発達支援センターと取り組むとはならないのか。
- 【事務局】 この計画は令和 2 年 6 月に策定予定だが、計画ができあがったときには児童発達支援センターができていないわけではないので、今ある現状の子ども未来センターと連携しているということ。
- 【A 委員】 見直して 1 年後か 2 年後にするか？
- 【事務局】 この計画か。
- 【A 委員】 5 年であるか。
- 【事務局】 5 年の間に児童発達支援センターも…。
- 【A 委員】 私が言いたいことは、5 年間に変わるでしょ、ということ。
- 【事務局】 その先を見越して、か。
- 【B 委員】 検討する、というなら、できるまでの間を書いていて、できた後のことも文章に加えたらいいのではないかな。検討し、あとで連携するという。
- 【事務局】 今の時点では、まだ児童発達支援センター、その下のところも、その役割や機能を検討するという段階なので、設置するというのは、この計画の中にも上位の後期基本計画にも位置づけはするが、10 番のところに、子ども未来センターのところを、児童発達支援センターと、この計画がスタートする時点で書くのは難しい。ただご指摘の通り、そこは必要なことであって、11 番の検討の中で設置する検討の中で、先ほどの内容のことをはっきりと位置付けていく。5 年の計画なので確かに途中で見直しをしていければいいのだが、そこまではしていないので、進めていく中で、そこはやっていきたいと思う。
- 【B 委員】 制度上は機能が具体的に示されている、それぞれの機関の。それを見れば、当然連携せざるを得ないなとか、ここはどういう風に分担するのかなってというのは今想定できると思う。だから、それを想定した上で検討し、次の文言をつければいいのではと思ったが。
- 【事務局】 国からこういうものだと示されてはいるが、あくまで検討をするという、今回の計画の中では。
- 【B 委員】 市としてこういう市民サービスしたいっていう、希望とか夢とかある。だから、そういう制度を使って、やっぱり市が実施主体となるわけだから、どういう機関にするのかなってというのはちょっと夢を持っておいてほしいところ。
- 【事務局】 この「児童発達支援センターを設置する」と計画に盛り込んだ段階で、おっしゃるような理想に近づくべく、こういうことをやっていくんだっていう構想も明らかにで

きるといいのだが、そこが今の時点ではまだできなくて、計画がスタートしてから詰めていくということになるので、この計画がスタートする時点では、こういう形にならざるを得ない。

【B 委員】 1次の表の、中身や文言のことではなく、表にある「充実」とか「新規」とか「継続」とかあるが、一番最初はきっと今までやっているものは「継続」で、もっと充実させたいな、というのが「充実」だと思うが、やっぱり2次計画なので、1次計画で立てたものがどういうふうに継続できたのか、それから充実できたのか、やっぱり評価を明確にされると次への期待もできると思うし、さっきの14ページからの文言のところにそれが反映できると思う。

【委員長】 具体的な評価という。

【B 委員】 これだけだと、これをもらった人たちは、「継続」といわれてもびんとこないし、「充実」と言われても今よりよくなるんだなっていうのは、今の現状がわからないとわからないという。だからさっきの、わかりやすい専門職の話をしていたが、今は心理療法士とこういう人がいて今後、作業療法士も加えていく、というのが2次計画にあって、それを充実としたい。

【委員長】 具体的なことを。

【B 委員】 なんか、もったいないと思う。

【事務局】 14ページのところの成果・取組と課題について、もう少しわかるように書き込む。

【B 委員】 この表にも、ちょっとそういうことを書いていただけると大変な作業だとは思いますが、現状できていることを。

【事務局】 こちら側の説明は、おそらく結構長くなってしまふ。

【B 委員】 よくあるものでいえば、評価基準表を一番最初に作って、点数でやるといいと思う。

【A 委員】 子ども・子育て、みたいだね。

【事務局】 発達支援の分野の個別計画ということで、個別計画は、実質的には発達支援の実施計画みたいなものになっているので、何をやるかっていうことをきちんと書くことが大事で、振り返りもきちんとするのも大事だが、今後5年間で何をやっていくかということの主眼にして書くと、何をするとということを確認にかくほうが優先で。今おっしゃっていただいたところは、きちんと振り返って、取組の成果と課題をきちんと示すことでよろしいのでは。

【E 委員】 1つだけ。57番だが、「障害児対応職員の加配の判断」ということで、現実的にお医者様の診断書がなくても加配が必要だということは実際あるし、他の市だと心理士さんが意見書を書く場合もあると思うが、最後の文面、このため加配職員を配置する際の判断基準について保護者の感情にも配慮しながら在り方について検討を行う、という、この文章がちょっとあんまり意味がわからず、どういった意図で、これが判断基準になるのかっていうのを教えていただきたいが。あくまで、親御さんの希望と保育園での実態を総合的に考えて、最後誰が判断するの？みたいなの。まだそれは、誰が判断するか検討だと思うが、お医者様じゃなくても判断できる、加配付けられるように市としてはしたいっていう意図がある？

【保育課長】 お子さんに加配をするという、事実に対して拒否的というか、拒否的な場面があるというところで…。

【E 委員】 ああ、わかった。

【A 委員】 発達相談からも加配がつけられる？

【保育課長】 幼稚園。

【A 委員】 幼稚園も。

【E 委員】 親がつけてくれるなという。わかった。

【保育課長】 それは見に来ればわかることではあるが。

【委員長】 さて、そろそろ予定の時刻になったが、ちょっとまだ今の話が出そうになっている感じなので、またメールで、できればこの場で話したほうがみんなのコンセンサスが得られるだろうけれども、ちょっとまだ言い足りないという方、漏れがあるようでしたら、メールでお知らせを。今日は、本当は事務局が言っていたが、14ページから18ページのところも検討しよう。これは初めてか。

【事務局】 はい。そのあと、議事録のこともあるが、成果と課題については、できれば、ここは初めて見ていただいている部分なので、1週間ぐらいで意見をいただきたいと思う。議事録よりもこちらを優先で、ご意見があれば。来年1月15日が最終で、時間がないところで申し訳ないが、全体がまとまらないので、来週いっぱいぐらいでご覧いただけたらと思う。次回は、今の計画と同じような体裁でお示しをさせていただきたい。よろしく願いいたします。

【委員長】 1週間ぐらいというと、ま、年内にという感じ？

【事務局】 はい。

【委員長】 年末休みに入る前にご連絡をとということ。年明けには作業して、15日に、という時間感覚なので、年末、皆様、非常にお忙しいと思うが、年末に入る前にご意見を頂けないだろうか、と。

【事務局】 会議録は、年明けで構いません。成果と課題については、他の主管課との確認もあるため、来週いっぱいにご意見をお願いしたい。

【委員長】 重ね重ね皆様お忙しいと思うがよろしく願いしたい。年内はこれで最後となる。いろんな意見を、活発な意見を。また年明けに元気に会えるのを楽しみにしておりますので、健康に気を付けてお過ごしください。それでは、皆さん良いお年を。ありがとうございました。